

平成27年度 第2回昭島市障害者自立支援推進協議会

議 事 要 旨

1 開催日時

平成28年3月17日(木) 午後6時30分～午後8時10分

2 開催場所

昭島市役所3階庁議室

3 出席者(協議会委員9名)

(委員)

長瀬委員(会長)、島田委員(副会長)、相沢委員、石井委員、石塚委員、市村委員、齋藤委員、野島委員、長谷川委員、深井委員、森田委員

(欠席)

竹口委員

(事務局)

佐藤保健福祉部長、榎本障害福祉課長、山崎障害福祉課障害福祉係長

4 議事次第

1 開 会

2 議 題

(1) (仮称)昭島市障害者地域支援協議会の設置について

(2) 第4期昭島市障害福祉計画における成果目標の評価方法等について

(3) 障害者差別解消法について

3 その他

4 閉 会

5 説明資料

資料1-1 (仮称)昭島市障害者地域支援協議会の設置について

資料1-2 平成28年度からの障害福祉施策における会議体組織図について

資料1-3 昭島市障害者地域支援協議会の設置及び運営に関する要綱(案)

資料2-1 第4期昭島市障害福祉計画における成果目標の評価方法等について

資料2-2 第4期昭島市障害福祉計画における障害福祉サービス等の見込量と実績値の比較(活動指標)

資料2-3 第4期昭島市障害福祉計画目標等管理シート(案)

資料3 障害者差別解消法について

1 開会（省略）

2 議題（要旨）

（1）（仮称）昭島市障害者地域支援協議会の設置について

事務局から資料1-1、1-2、1-3に基づき説明

島田副会長 この障害者自立支援推進協議会と新しくできる障害者地域支援協議会との連携が必要とのことだが、障害者地域支援協議会への委員選出について、1人以内ではなく複数の人数がいいと思うが。

また、懇談会についてはどのように行うのか。

事務局 障害者自立支援推進協議会からの委員の選出人数については、決まったものではないため、複数人数が必要という意見であれば、検討を進めてきた地域支援会議と再度検討することも可能と考える。

また、懇談会については、障害者自立支援推進協議会と障害者地域支援協議会との連携の重要性や手法について検討してきた経過があり、懇談会という機会を設けた。年回1回程度の開催を考えている。

齋藤委員 専門部会についての委員構成については、専門職や関係行政機関の職員等柔軟に対応とのことだが、権利擁護の関係では法律の専門家である弁護士さんなどに依頼する場合、費用の面等を含め負担が大きくなると感じる。

また、市民の方に障害の理解を深めることの取り組みについてはどこか行うのか。

事務局 専門部会の在り方等については、地域支援会議と検討を重ねてきた経過があり、委員構成等についても専門部会の自主性により決められるような仕組みになっている。

また、費用については、現段階では無報酬で考えている。

野島委員 専門部会の委員の選出方法や委員数については、決まっているのか。

また、形にとらわれることなく自主的に活動できるのか。

事務局 専門部会については、専門部会のなかで委員の選出や人数、議題など自主的に決められる仕組みを考えており、形にとらわれることなく柔軟に活動できるものと考えている。

相沢委員 この間、就労支援部会等関わってきているが、就労支援に関することや工賃アップの課題などの支援体制の方向性について、自主的に議論できていると感じる。

事務局 昭島市障害者地域支援協議会の設置及び運営に関する要綱案の第3条第1項第1号に規定されているこの推進協議会の代表者について1人選出をお願いしたいと思います。

長瀬会長 代表者1名の選任について、どなたかいらっしゃいますか。

事務局 事務局の副案として、相沢委員にお願いしたい。

（全会一致で承認される。）

（2）第4期昭島市障害福祉計画における成果目標の評価方法等について

事務局から資料2-1、2-2、2-3に基づき説明

相沢委員 資料2-3の「福祉施設の入所者に地域生活への移行」の目標等管理シートについて、活動指標のうち、就労移行支援の利用者数の平成27年度の17人は、昭島市内の事業所の人数か、また、昭島市が支給決定している利

用者の人数か。

また、利用者の就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合については、どのように把握するのか。

事務局

就労移行支援の利用者数については、昭島市内の就労移行支援事業所の人数だけでなく、昭島市が就労移行支援を支給決定している人数となっている。就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合については、各事業所に問い合わせるなかで確認したいと考えている。

また、この目標等管理シートでは、年度終了後に活動指標などでは数字で捉えることとなるが、評価や協議会等からの意見を反映することなどにより、改善につなげていきたいと考えている。

相沢委員

この目標を達成するためには、どのように施策を進めるかが大切になると思う。また、就労支援事業所へ働きかけ等を行うことが必要になると思うが。

事務局

確認できる部分は従来から確認を行っている経過もあり、各就労移行支援事業から一般就労した人数については、従来から各事業所に問い合わせるなかで把握している。

また、この給付事業は、事業所についても一定の責任を持つ中で、自主・自立のなかで行うことが基本的な考え方となっているが、市も連携等を行うことが必要であると考えている。

市村委員

資料2-2のうち、就労継続支援A型の利用実績は139.8%となっており、就労継続支援B型の利用実績はほぼ100%となっているが、市はこの状況の理由や原因等を把握しているか。

事務局

各事業所や各利用者の状況について、個々の詳しい状況までは把握していない。

市村委員

どのようにすれば就労継続支援A型から一般就労を目指していけるかなど、アドバイスや実態調査など聞き取りをしたうえで、実績値として捉えることとなるのか。

事務局

考えていかなければいけないと考えている。

市村委員

市から商工会等への協力要請が必要では。

事務局

第4期昭島市障害福祉計画に記載のある就労に関する施策に取り組んでいく必要があると考える。

石塚委員

この障害福祉計画は、市が策定しているが、目標となる数値等は各事業所は把握しているのか。

また、この目標等管理シートの進行管理について、新しくできる障害者地域支援協議会や専門部会等に参画してもらう必要があるのでは。

事務局

各事業者には、障害福祉計画における目標となる数値は伝えていない。目標等管理シートの進行管理については、障害者地域支援協議会や専門部会等の意見等は聴いていきたいと考えている。

島田副会長

昭島市内の企業における障害者雇用の関係で、法定雇用率等を達成している企業数などは把握しているか。また、市内の企業へ障害者雇用について、市の産業振興担当課と連携を図ることなどにより周知・啓発活動を行っているか。

また、資料2-1の成果目標と活動指標の関係のうち、障害者の地域生活の支援の活動指標はあるのか。

事務局

昭島市内の企業の障害者雇用の状況については、第4期昭島市障害福祉計画の14ページに記載のあるとおり、25年度までの数字については把握しているが、周知・啓発活動については、市としては現状行っていないため、今後、産業振興担当課や商工会などと連携を図るなかで、考えていきたい。

また、障害者の地域生活の支援に関する地域生活支援拠点の整備については、資料2-2の地域移行支援、地域定着支援の利用者については、少

ない状況となっており、このサービス利用者を増やすためにはグループホームを増やすことなど、地域生活支援拠点等の整備が必要になってくると思われる。この地域生活支援拠点等の整備に関して検討したことが活動指標になるものと考えている。

市村委員

昭島市内の企業の障害者雇用の状況について、平成26年度・平成27年度の数値について説明。

野島委員

障害者雇用に関することについて、新たに障害者雇用を行う企業などは、障害者の雇用率を達成するため、人事担当や総務部門は一定の理解をしている部分もあるが、現場の担当者等はあまり分かっていないようにも感じる部分もあるので、就労支援部会等がアプローチしていただけると助かると感じる。

(3) 障害者差別解消法について

事務局から資料3に基づき説明

相沢委員

障害者差別解消支援協議会は今後の検討課題となっているが、どのように、いつまでに検討するのか。

事務局

設置方法や内容等も含め、今後、検討していきたいと考えている。

齋藤委員

相談及び紛争の防止等のための体制整備に関して、「既存の機関等の活用」とあるが、具体的にはどのようなことか。

事務局

国の労働相談や市ではオンブズパーソン、行政相談や弁護士相談等もあることから、既存の相談機関を活用していただくことを考えている。

相沢委員

労働問題等の相談について、東京労働局等への市町村からの通報義務はあるのか。

事務局

通報義務まではないと考えており、相談内容によっては、関係機関へ情報提供等を行うことになると思う。

市村委員

この法律の内容については、当事者の方も理解することが重要だと感じているが、当事者の方にも分かりやすいようなガイドブック等は作成するのか。

事務局

現在、パンフレットの作成について、市内の事業所にも協力をいたadakanで検討している。

野島委員

法の対象範囲となる障害者は発達障害も含むとなっているが、学校関係の先生などにも知っていただきたいと思うが、教育委員会の指導課とも連携を図っているのか。

事務局

東京都においては、東京都障害者差別解消法ハンドブックの作成をすすめており、3月末又は4月中に関係機関等に配布できると伺っており、東京都教育庁を通じて学校にも周知・啓発が図られるものと考えている。

(4) その他

長瀬会長

以上で、第2回昭島市障害者自立支援推進協議会を閉会いたします。ありがとうございました。